

医推第409号
平成22年6月1日

(社)岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長



医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針の一部改正について

このことについて、別紙のとおり「医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針」を一部改正し、平成22年6月1日から適用することとしたので、通知します。

なお、本通知は、下記ホームページ上に記載しておりますことを申し添えます。

記

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医推第409号
平成22年6月1日

(社)岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長



医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針の一部改正について

このことについて、別紙のとおり「医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針」を一部改正し、平成22年6月1日から適用することとしたので、通知します。

なお、本通知は、下記ホームページ上に記載しておりますことを申し添えます。

記

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医推第409号
平成22年6月1日

各保健所長 殿

保健福祉部医療推進課長
(公 印 省 略)

医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針の一部改正について

このことについて、別紙のとおり「医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針」を一部改正し、平成22年6月1日から適用することとしたので、御了知願います。

なお、岡山県医師会及び岡山県病院協会に対しては、別途通知していることを申し添えます。

また、本通知は、下記ホームページ上に記載しております。

記

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針

改 正 後	現 行																
<p>第1条 岡山県の補助金等の交付を受けて医療施設等の施設整備を行う者（以下「補助事業者」という。）が施設建設工事を行うために締結する契約は、下表に掲げる工事設計金額ごとに定める方法により行うこと。なお、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、地方公共団体及び地方独立行政法人においては、本指針に関わらず、当該法人が定める契約手続の取扱いによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工事設計金額（消費税額を含む。）</th> <th style="width: 40%;">契約方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250万円未満</td> <td>見積書を徴し選定（2社以上）</td> </tr> <tr> <td>250万円以上、1千万円未満</td> <td>15社の指名競争入札（5社まで増減可）</td> </tr> <tr> <td>1千万円以上</td> <td>一般競争入札又は20社の指名競争入札（5社まで増減可）</td> </tr> </tbody> </table>	工事設計金額（消費税額を含む。）	契約方法	250万円未満	見積書を徴し選定（2社以上）	250万円以上、1千万円未満	15社の指名競争入札（5社まで増減可）	1千万円以上	一般競争入札又は20社の指名競争入札（5社まで増減可）	<p>第1条 岡山県の補助金等の交付を受けて医療施設の施設整備を行う者（以下「補助事業者」という。）が施設建設工事を行うために締結する契約は、下表に掲げる工事設計金額ごとに定める方法により行うこと。なお、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、地方公共団体及び地方独立行政法人においては、本指針に関わらず、当該法人が定める契約手続の取扱いによるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工事設計金額（消費税額を含む。）</th> <th style="width: 40%;">契約方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250万円未満</td> <td>見積書を徴し選定（2社以上）</td> </tr> <tr> <td>250万円以上、1千万円未満</td> <td>15社の指名競争入札（5社まで増減可）</td> </tr> <tr> <td>1千万円以上</td> <td>一般競争入札又は20社の指名競争入札（5社まで増減可）</td> </tr> </tbody> </table>	工事設計金額（消費税額を含む。）	契約方法	250万円未満	見積書を徴し選定（2社以上）	250万円以上、1千万円未満	15社の指名競争入札（5社まで増減可）	1千万円以上	一般競争入札又は20社の指名競争入札（5社まで増減可）
工事設計金額（消費税額を含む。）	契約方法																
250万円未満	見積書を徴し選定（2社以上）																
250万円以上、1千万円未満	15社の指名競争入札（5社まで増減可）																
1千万円以上	一般競争入札又は20社の指名競争入札（5社まで増減可）																
工事設計金額（消費税額を含む。）	契約方法																
250万円未満	見積書を徴し選定（2社以上）																
250万円以上、1千万円未満	15社の指名競争入札（5社まで増減可）																
1千万円以上	一般競争入札又は20社の指名競争入札（5社まで増減可）																
<p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 岡山県知事から建設工事等入札参加資格に係る指名停止措置を受けている者</p> <p>(2) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づき指名除外を受けている者</p> <p>(3) 建設業法第28条第3項又は5項の規定により、岡山県内における営業の停止命令を受けている者</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、民事再生法又は会社更生法の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可の決定を受けている者を除く。</p>	<p>第2条～第3条 （略）</p>																
<p>第3条 指名競争による場合、補助事業者は、次の表の工事設計金額の区分に応じ、同表の入札参加資格欄に定める格付を有する者を「岡山県建設工事入札参加資格者名簿」から選定すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">工事設計金額（消費税額を含む。）</td> <td style="width: 30%;">入札参加資格者</td> </tr> </table>	工事設計金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者															
工事設計金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者																

2 億円以上	AA
8 千万円以上 2 億円未満	A
4 千万円以上 8 千万円未満	B
1 千万円以上 4 千万円未満	C
1 千万円未満	D

第4条 指名競争による場合で、特に必要と認められるときは、前条の規定にかかわらず、入札に参加する者の10分の5の範囲内で次の表の工事設計金額欄の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に掲げる者を入札に参加させることができる。

工事設計金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者
6 千万円以上 2 億円未満	AAの者
1 千万円以上 8 千万円未満 (削除)	Aの者 (削除)
5 百万円以上 4 千万円未満 (削除)	Bの者 (削除)
1 千万円未満 (削除)	Cの者 (削除)
(削除)	(削除)

2 特許その他の特殊な技術を要する工事、その他工事に対する地理的条
件等特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、入札に
参加する者の10分の5の範囲内で、直近下位ランク業者を入札に参加
させることができる。ただし、工事設計金額5億円以上のものを除く。

第5条 入札方法及び業者の選定基準等の契約方法については、理事会で
決定すること。また、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこ
と。

第6条 指名競争を行う場合は、指名業者を理事会で選定すること。ま
た、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこと。

第4条 指名競争による場合で、特に必要と認められるときは、前条の規
定にかかわらず、入札に参加する者の10分の5の範囲内で次の表の工
事設計金額欄の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に掲げる者を入札
に参加させることができる。

工事設計金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者
6 千万円以上	AAの者
1 千万円以上 5 億円未満	Aのうち 950点以上の者
1 千万円以上 3 億円未満	Aのうち 950点未満の者
5 百万円以上 2 億円未満	Bのうち 800点以上の者
5 百万円以上 1 億5千万円未 満	Bのうち 800点未満の者
8 千万円未満	Cのうち 720点以上の者
6 千万円未満	Cのうち 720点未満の者
2 千万円未満	Dのうち 620点以上の者

第5条～第14条 (略)

第7条 入札を実施するに当たっては、入札参加予定業者へ入札通知書を発送する10日前までに、様式第1号により入札参加予定業者を知事に届け出、参加予定業者について、その資格の適否についての指示を仰ぐこと。

第8条 入札通知は、入札の期日の前日から起算して少なくとも15日前までに行うこと。ただし、急を要する場合は、5日以内に限って短縮することができる。

第9条 入札を実施するに当たっては、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員が立ち会うこと。

第10条 入札後は、入札が適切に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果を様式第2号により知事へ届け出ること。また、補助事業者において、入札結果を一般の閲覧に供すること。

第11条 施設建設工事に係る契約においては、一括下請負契約は補助対象としないものであること。また、岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第20条の規定に準じ、受注者から下請負届出書又は施工体制台帳の写しを徴すること。

第12条 施設建設工事契約を締結した場合には、契約締結後1週間以内に当該契約書の写しを添えて様式第3号により知事に届け出ること。

第13条 入札参加業者からの補助事業者への寄附は、共同募金会への指定寄附以外は認めない。また、補助事業者の役員及び職員に対する寄附も認めない。このことについて、入札前5年間遡及して適用する。

第14条 知事は、補助事業者が前条の条件に反したときは、補助交付決定を取り消すことができる。それにより補助事業者に生じた損害については、補助事業者の負担とする。

附 則

この指針は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年6月1日から施行する。

医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針

第1条 岡山県の補助金等の交付を受けて医療施設等の施設整備を行う者（以下「補助事業者」という。）が施設建設工事を行うために締結する契約は、下表に掲げる工事設計金額ごとに定める方法により行うこと。なお、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、地方公共団体及び地方独立行政法人にあっては、本指針に関わらず、当該法人が定める契約手続の取扱いによるものとする。

工事設計金額（消費税額を含む。）	契約方法
250万円未満	見積書を徴し選定（2社以上）
250万円以上、1千万円未満	15社の指名競争入札（5社まで増減可）
1千万円以上	一般競争入札又は20社の指名競争入札（5社まで増減可）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 岡山県知事から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けている者
- (2) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者
- (3) 建設業法第28条第3項又は5項の規定により、岡山県内における営業の停止命令を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、民事再生法又は会社更生法の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可の決定を受けている者を除く。

第3条 指名競争による場合、補助事業者は、次の表の工事設計金額の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に定める格付を有する者を「岡山県建設工事入札参加資格者名簿」から選定すること。

工事設計金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者
2億円以上	AA
8千万円以上2億円未満	A
4千万円以上8千万円未満	B
1千万円以上4千万円未満	C
1千万円未満	D

第4条 指名競争による場合で、特に必要と認められるときは、前条の規定にかかわらず、入札に参加する者の10分の5の範囲内で次の表の工事設計金額欄の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に掲げる者を入札に参加させることができる。

工事設計金額（消費税額を含む。）	入札参加資格者
6千万円以上2億円未満	A Aの者
1千万円以上8千万円未満	Aの者
5百万円以上4千万円未満	Bの者
1千万円未満	Cの者

2 特許その他の特殊な技術を要する工事、その他工事に対する地理的条件等特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、入札に参加する者の10分の5の範囲内で直近下位ランク業者を入札に参加させることができる。ただし、工事設計金額5億円以上のものを除く。

第5条 入札方法及び業者の選定基準等の契約方法については、理事会で決定すること。また、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこと。

第6条 指名競争を行う場合は、指名業者を理事会で選定すること。また、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこと。

第7条 入札を実施するに当たっては、入札参加予定業者へ入札通知書を発送する10日前までに、様式第1号により入札参加予定業者を知事に届け出、参加予定業者について、その資格の適否についての指示を仰ぐこと。

第8条 入札通知は、入札の期日の前日から起算して少なくとも15日前までに行うこと。ただし、急を要する場合は、5日以内に限って短縮することができる。

第9条 入札を実施するに当たっては、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員が立ち会うこと。

第10条 入札後は、入札が適切に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果を様式第2号により知事へ届け出ること。また、補助事業者において、入札結果を一般の閲覧に供すること。

第11条 施設建設工事に係る契約においては、一括下請負契約は補助対象としないものであること。また、岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第20条の規定に準じ、受注者から下請負届出書又は施工体制台帳の写しを徴すること。

第12条 施設建設工事契約を締結した場合には、契約締結後1週間以内に当該契約書の写しを添えて様式第3号により知事に届け出ること。

第13条 入札参加業者からの補助事業者への寄附は、共同募金会への指定寄附以外は認めない。また、補助事業者の役員及び職員に対する寄附も認めない。このことについて、入札前5年間遡及して適用する。

第14条 知事は、補助事業者が前条の条件に反したときは、補助交付決定を取り消すことができる。それにより補助事業者に生じた損害については、補助事業者の負担とする。

附 則

この指針は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年6月1日から施行する。

岡山県知事

殿

医療機関名

病院名

代表者名

印

施設建設工事契約完了届

次の工事に係る施設建設工事の契約が完了したので、別添のとおり関係書類を添えて、届け出ます。

記

1 施設名

2 工事場所

3 契約額 金 円

4 添付資料

(1) 契約書の写し

(2) その他参考となる資料

施設建設工事に係る入札及び契約手続等の流れ

(標準的なケース)

1 図面及び設計書の作成

設計業者に、建設工事に係るすべての関係図面及び設計書の作成を依頼する。

2 入札参加業者の選定

入札参加予定業者へ入札通知書を発送する10日前までに、入札参加予定業者を知事に届け出、参加予定業者について、資格の適否についての指示を仰ぐ。

3 入札通知書の発送

2で決定の後、入札参加業者に、入札の期日の15日前までに入札の日時及び場所、現場説明会等の内容を記載した通知書を発送する。(参考様式)

4 現場説明会の開催(省略することもできる)

施設を建設する場所に入札参加業者を集め、現地確認や詳細な説明を行う。理事長又は設計業者が整備全般について説明する。

5 予定価格の設定

入札を実施するまでに決定しておく。設計業者の意見を聞くなどして、理事長等で決定する。

6 入札の実施

(1) 指名した業者が集まっていることを確認する。定められた時間までに到着しない業者は、入札に参加する意思がないものとみなす。

(2) 入札書を順次提出させる。

(3) 各業者から示された入札金額を、2人以上で確認しながら書面に書き取る。

(4) 5で決定した予定価格と、(3)で書き取った金額を照合し、予定価格内で一番低い金額で入札した業者を落札業者と決定する。

ただし、3回以上入札をしても落札業者が決定しない場合は、3回目の入札で予定価格に一番近い業者と随意契約を行うこともできる。

7 契約の締結

落札業者が決定したら、速やかに契約を締結する。(必ず契約書を作成する。)

(参考様式)

平成 年 月 日

殿

医療機関名

法人名

代表者名

〇〇〇〇施設建設工事に係る入札通知書

次の工事の指名競争入札参加者として指名したので通知します。

入札に関する事項	工事名			
	工事現場又は履行場所			
	工期 (履行期間)	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
設計書の閲覧場所	(注) 設計書を指名業者にそれぞれ送付した場合は、不要			
現場説明の日時及び場所	平成 年 月 日 午前・午後 時	場所		
入札日時及び場所	平成 年 月 日 午前・午後 時	場所		
入札保証金	要 ・ 不要	契約保証金	要 ・ 不要	
工事完成保証人	要 ・ 不要			
前払金	契約締結時に双方協議の上決定			
注意事項	1 入札書を定められた日時に提出しないときは無効とする。 2 郵送による入札は無効とする。 3 委任状を持参しない代理人がした入札は無効とする。 4 提出した入札書の引き替え、変更又は取消は認めない。			

